

# インターネット上のトラブル にかかると対応マニュアル



## 児童生徒をまもり育てる連絡会

愛媛県PTA連合会  
愛媛県警察本部

愛媛県高等学校PTA連合会  
愛媛県教育委員会



## は じ め に

インターネットや携帯電話などの情報通信手段は、世界の情報を瞬時に収集することを可能とし、外出時のコミュニケーションの機会を飛躍的に拡大するなど、私たちの生活にとってたいへん便利なものとなっています。また、子どもたちの学習活動においても、インターネットは、調べ学習や学習成果の発表、外国の学校との交流などに効果的に活用されています。

しかし、このような情報通信手段の発展は、私たちの生活に便利さをもたらす一方で、負の側面を拡大させ、大人のみならず、児童生徒に様々な悪影響を及ぼすようになってきました。インターネットを使って、出会い系サイトや自殺サイトに接続することが簡単にできるようになっており、子どもたちが違法情報や有害情報にさらされている状況があります。

また、いわゆる「学校裏サイト」や「プロフ」等での他人を誹謗中傷する書き込みは、暴力行為やいじめを誘発する原因となっており、全国では、書き込まれた内容を苦にして、児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が起きるなど、今や重大な社会問題となっています。

さらに、各学校には、児童生徒や保護者から、インターネットや携帯電話に関するトラブルに巻き込まれ、被害にあっているなどの相談が多数寄せられており、その対応に苦慮しているとの声も耳にしています。

このような現状を踏まえ、この度、本連絡会では、インターネット上のトラブルの未然防止策や被害にあった際の適切な対応等を取りまとめた本資料「インターネット上のトラブルにかかる対応マニュアル」を作成しました。

各学校において、本マニュアルを積極的に活用し、児童生徒が犯罪にかかわったり巻き込まれたりすることのないよう指導いただくとともに、保護者との連携を図り、インターネットを利用する際のルールへの遵守やマナーの向上等、情報社会に参加する者としての望ましい態度を育成いただきますようお願いいたします。

平成20年8月

児童生徒をまもり育てる連絡会

# 目 次

## はじめに

### 1 学校非公式サイト等の状況

- (1) 全国の状況 . . . . . 1
- (2) 愛媛県の状況 . . . . . 1

### 2 誹謗中傷や名誉毀損にかかる関係法令

- (1) 脅迫 . . . . . 2
- (2) 恐喝 . . . . . 2
- (3) 名誉毀損 . . . . . 3
- (4) 侮辱 . . . . . 3
- (5) わいせつ図画公然陳列 . . . . . 3

### 3 児童生徒を守るために

- (1) 事件発生時の対処法 . . . . . 4
- (2) 書き込みの削除依頼の流れ及び方法 . . . . . 6
- (3) 未然防止に向けた取組 . . . . . 8
- (4) 対応事例 1～3 . . . . . 10

### 4 出会い系サイトについて

- (1) 出会い系サイトの危険性 . . . . . 13
- (2) 県内で発生した出会い系サイトに関連する主な事件例 . . . 14
- (3) 出会い系サイト規制法 . . . . . 14
- (4) 出会い系サイトの犯罪被害対策 . . . . . 14

### 5 用語の説明 . . . . . 15

### 6 参考資料

- (1) 県内高校生の携帯電話に関する調査結果概要 . . . . . 16
- (2) 相談窓口一覧 . . . . . 20
- (3) 啓発ちらし . . . . . 21

## 1 学校非公式サイト等の状況

### (1) 全国の状況

インターネット上でのトラブルが動機となり、世間に大きな衝撃と波紋を投げかけた事件として、平成 16 年 6 月、長崎県佐世保市の小学校内で、6 年生の女子児童が同級生の女児にカッターナイフで切り付けられ死亡した事件がある。

犯行を行った加害女児と被害者は、お互いにウェブサイトを経営し、パソコンでチャットや、掲示板に書き込みをする仲であり、加害女児は犯行の動機について、ウェブサイト上の掲示板などに身体的特徴を中傷する内容を書かれたことをあげている。

また、19 年 7 月、兵庫県の私立高校 3 年生男子生徒が飛び降り自殺した事件では、フットサルを通して仲を深めた友人たちから、下半身の写真を学校非公式サイト上に掲載されたり、現金を要求する脅迫メールを何度も送りつけられたりしていたことが報道されている。

その後も、全国的にインターネットの匿名性を悪用し、同級生の実名をあげた中傷や個人情報の暴露などが一部のサイトで行われ、いじめや事件の温床になっていることから、平成 20 年 3 月、文部科学省は民間会社に委託し、学校非公式サイトの利用実態や書き込み内容等について全体像の把握を目的に調査を実施した。その結果の概要は、次ようになっている。

確認できた学校非公式サイト の 総数・・・38,260 サイト

のうち、「2ちゃんねる」など巨大掲示板へ掲載されたサイトの割合・・・87.6%

把握したサイトの書き込み内容（抽出した約 1,800 サイト）

- ・ 特定個人を中傷する言葉(キモイ、うざい等)の書き込みがあったサイト・・・50%
- ・ わいせつな言葉(性器の俗称等)の書き込みがあったサイト・・・37%
- ・ 暴力を誘発する言葉(死ね、殺す等)の書き込みがあったサイト・・・27%

学校非公式サイト の 利用実態（回答者：中高生 1,522 人）

- ・ 裏サイトを閲覧した経験がある生徒・・・23%
- ・ このうち、裏サイトを「暇つぶし」で閲覧した生徒・・・76%
- ・ 書き込んだことがある生徒・・・3.2%

なお、今回の調査には、非公開型の「プロフ」や会員制のサイト（「SNS（ソーシャルネットワークサービス）」等）は対象となっていない。これらの非公開型で調査が困難なサイトにある学校非公式サイトを含めると、実数はさらに膨らむものと推測される。

### (2) 愛媛県の状況

本県においては、学校非公式サイトへの誹謗・中傷等の書き込みが恐喝や傷害等、重大な事件に発展するといった事例は確認していないが、ネットいじめや誹謗中傷を受け、被害にあった児童生徒は多くの学校で存在する。

このような状況もあり、文部科学省の問題行動等調査においても、平成 18 年度から、いじめの態様に「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の項目が追加されている。平成 19 年度のいじめ実態調査において、県内の学校で認知されたいじめ事案のうち、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされた事例は、小学校 3 件、中学校 50 件、高等学校 23 件となっている。また、平成 20 年 5 月に高校生 3,668 人を対象に行った調査では、11.6%の生徒が「携帯電話の掲示板やメールなどで、被害にあった」と回答している。

また、県教育委員会では、平成 20 年 5 月 17 日現在、本県の公立中・高校等に関して、次の表にある学校非公式サイトを確認している。

サイト名	公立中学校(延べ)	県立高校等(延べ)
したらば掲示板(四国板 ACADEMY)		35校
Megabbs	99校	14校
愛媛県@全国高校別掲示板 4K.cc		61校
愛媛県高等学校掲示板		30校
愛媛県 高校別掲示板		50校

## 2 誹謗中傷や名誉毀損にかかる関係法令

電子掲示板へ殺人や誘拐を思わせる書き込みをした場合だけでなく、軽い気持ちで、他人を誹謗中傷する内容の書き込みをした場合でも、犯罪となった事例が発生している。このような書き込みをした者の中には、すでにマスコミ等で大きく取り上げられている同様の事件を知らずに書き込みをしたという者もいる。

悪質な書き込みをした場合に、想定される犯罪について教職員が理解するとともに、ネット上の書き込みがトラブルに発展することを防ぐために、児童生徒へも分かりやすく説明することが重要である。

### (1) 脅迫

脅迫とは目的のいかんを問わず、相手を脅し威嚇する行為をいう。

#### 【刑法 222 条】第 1 項

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

#### 【事例】

インターネットの掲示板に、トラブルになっている友達の名前をあげ、「ぼこぼこにしてやる」などと、書き込みをする。

友達に、「このメールを次の人に送らないと、学校でぼこぼこにしてやるから」などとメールを送信する。

### (2) 恐喝

恐喝とは、暴力や相手の公表できない弱みを握るなどして脅迫すること等で相手を畏怖困惑させ、金銭その他を脅し取ることである。いわゆるカツアゲも恐喝の一種である。

#### 【刑法 249 条】第 1 項

人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。

#### 【事例】

「袋叩きにされたくないから、10 万円出せ」などと、メールを送信する。

### (3) 名誉毀損

不特定又は多数の者が認識できるような場面（公然）で、他人に対する社会的評価（名誉）を損なう、もしくはその可能性のある具体的な事柄を文章もしくは口頭であばき示すこと。（事実を摘示）

#### 【刑法 230 条】第 1 項

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

#### 【事例】

掲示板に、友達の名前をかたり、「ひまなので電話して。恋人募集中。」などというメッセージやわいせつな文章を書いて、自宅の電話番号や携帯電話番号、メールアドレスなどの書き込みをする。

複数の人に、友達が悪口と、「このメールを他の人に送らないと、あなたは不幸な目にあう」などと書いたメールを送信する。

### (4) 侮辱

侮辱とは、他人の人格を蔑視する価値判断を表示することをいう。抽象的な事実を示すことによって軽蔑する行為は、名誉毀損ではなく侮辱である。

#### 【刑法 231 条】

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

#### 【事例】

インターネットの掲示板に、友達の名前をあげ、「下劣なやつ」などと、その友達を侮辱する内容の書き込みをする。

### (5) わいせつ図画公然陳列

わいせつ図画公然陳列とは、一般的な人の正常な性的羞恥心を害する写真や絵などの図画を、不特定又は多数の者が認識できるような場面（公然）に陳列することである。

#### 【刑法 175 条】

わいせつな文書、図画、その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、2 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらを所持した者も、同様とする

#### 【事例】

嫌がらせの目的で、友達インターネットの掲示板に、人のわいせつな写真をはり付ける。

このほかにも、法律や条令の違反になることがある。

### 3 児童生徒を守るために

#### (1) 事件発生時の対処法

##### 事実の確認

ア 書き込み内容の確認を行うとともに、被害生徒等から

- ・ 発見に至った経緯
- ・ 書き込みを行った者の心当たり
- ・ 保護者への相談状況
- ・ 他の生徒の認知状況

などを聴き取る。

イ 他の生徒からの聴き取りについては、被害生徒及び保護者の了解を得て行う。了解が得られない場合は、聴き取りは行わず、生徒の人権やプライバシーに十分配慮して対応する。

ウ 書き込みがあった背景を含め、トラブルの実態把握に努めるとともに、書き込んだ者の特定を行う。

##### 連絡及び情報の集約

ア 把握した事実を正確かつ迅速に管理職へ連絡する。

イ 教頭又は生徒指導主事がすべての情報を集約し、正確に記録する。

ウ 保護者も憤りや不安を持つことが多いので、心情に配慮した連絡を行う。

エ 校長が警察との連携が必要と判断した場合は、えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度の趣旨にのっとり、協力を依頼する。

##### 対応方法の協議

ア 関係者が、当該生徒及び保護者の意向を踏まえた上で、対応策を協議する。

イ 職員会を開き、事案の説明を行い、全教職員の共通理解を図る。

ウ 家庭訪問を行うなど、保護者との話合いの機会を持ち、生徒の心のケアを含め、学校の対応策を説明し、連携を図る。

## 具体的な対応

### ア 被害生徒への対応

- ・ 嫌な思いや不安を感じたことなどへの共感的理解を基本とする。
- ・ 特に、書き込みをした者が分からない場合は、周りのすべての友人に疑いを持つなど、精神的に追い詰められた状態になっていることもあるので、十分配慮する。
- ・ 必要があれば養護教諭、カウンセラーなどと連携する。

### イ 加害生徒への対応（書き込みを行った生徒が判明した場合）

- ・ 相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う。
- ・ 不特定多数の者が閲覧できる場で、一方的に他人を誹謗中傷することは犯罪になる可能性もあり、絶対に許されないことを厳しく指導する。
- ・ メールやプロフ等への書き込みには、必ず責任が伴うことを理解させる。
- ・ 加害生徒の複雑な心の屈折やストレスの背景に配慮することも必要である。

### ウ 一般生徒への指導（必要と判断した場合）

- ・ 指導日時、指導する内容、対象生徒（クラス、学年、全校）について、事前に十分協議する。
- ・ 被害生徒の人権やプライバシーに配慮しながら実施することを確認し、教員によって指導内容が異なることがないように留意する。

### エ 書き込みの削除依頼

## 事後の経過観察

ア インターネットの掲示板やブログ等への書き込みを削除できた場合でも、すでに不特定多数の人が見ており、一度解決したとしても再発することもあるので、情報収集を継続する。

イ 被害生徒は大きな心理的ダメージを受けていても、保護者や友達を心配させたくないとの思いから、明るく振る舞うことがあるので、関係教員が情報を共有し適切に対応する。

## 対応についての評価の実施

(2) 書き込みの削除依頼の流れ及び方法

誹謗中傷の書き込み

相談 ↓ 発見

書き込み内容の確認と保存

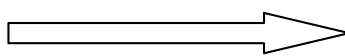
ア 書き込みのあったページをパソコンや携帯電話に保存し、可能であれば該当のページを印刷する。  
イ 掲示板等のアドレス（URL：http//・・・）を記録する。  
なお、携帯電話のアドレスの確認は次の要領で行う。  
・ドコモ・・・メニューから「URL表示」を選択  
・au・・・「お気に入り登録」を選択  
・ソフトバンク・・・「ブックマーク登録」を選択  
ウ 内容が悪質で犯罪となる可能性がある場合は、直ちに警察に通報又は相談し、削除等について指示を受ける。  
愛媛県警察サイバー犯罪対策室  
<http://www.police.pref.ehime.jp/hightech/index.html>

管理者への削除依頼



ア 書き込みのある掲示板等のトップページに、管理者への連絡手段がないかを確認する。多くのサイトでは、「管理人へのメール」「削除用メールアドレス」など、削除依頼について掲載している。  
イ 削除依頼文例を参考にして、管理者への削除依頼を行う。その際、具体的に書かれている内容とともに、書き込みのあるアドレスを明記すること。

削除の確認

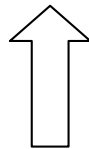


削除完了

削除されない



プロバイダへの削除依頼



ア 管理者が削除依頼に応じないときや管理者への連絡が取れないときは、掲示板のプロバイダ（提供会社）に削除依頼を行う。依頼方法は管理者と同様に行う。  
イ 警察に相談する。また、プロバイダが応じない場合は、プロバイダ責任制限法に基づいて依頼することも考えられる。

## 削除依頼の文例

### 例1 誹謗中傷の書き込みがあった掲示板の管理者に対する削除依頼

あなたが管理・運営されています掲示板「」におきまして、本校に在学する特定の生徒の誹謗中傷が書き込まれており、当該生徒は精神的に大きなダメージを受け、現在登校することが困難な状態になっています。この掲示板は、憲法で保障された基本的人権を著しく侵害するとともに、本校が教育活動を進めていく上で大きな支障になると判断いたします。このことについて、愛媛県警察本部サイバー犯罪対策室に相談しましたところ、学校から管理者様あてに、メール送信するようとの指示を受けました。

つきましては、本校生徒の置かれている状況を御賢察の上、掲示板「」における本校関係の書き込みの削除と掲示板の閉鎖をお願いいたします。

掲示板のURL・・・「<http://.../.../>」

書き込みの内容・・・「(該当部分を記載する。)」

平成20年 月×日

掲示板「」管理者 様

愛媛県 市立 中学校長

### 例2 被害生徒になりすましてブログに書き込んだ内容の削除依頼

御社の提供する「」について、次のお願いをいたします。

URL「<http://.../>」のブログについてですが、これは何者かが本校生徒の名前をかたって勝手に掲載しているものです。このことにより、当該生徒は周囲の者から嫌がらせを受け、今後いじめに発展することも考えられます。

今回の件で名前をかたられた生徒は大変迷惑を受けていますので、御社の利用規約及びプロバイダ責任制限法に基づき、削除するなど適切な対応をよろしくご願ひいたします。

平成20年 月×日

「」担当者 様

愛媛県立 高等学校長

### (3) 未然防止に向けた取組

#### ア 情報モラル教育の充実

子どもたちをネットいじめや誹謗中傷等インターネット上の様々なトラブルの被害者や加害者とならないためには、情報モラル教育を通して、情報社会における正しい判断力を身に付けさせ望ましい態度を育てるとともに、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法を理解させることが大切である。

また、携帯電話等情報通信機器にかかる指導を行うに当たっては、次に示すことに留意し、携帯電話等の望ましい利用の仕方に関する指導とともに、インターネットを使用して他者を傷つけるなどの問題行動を未然に防止するために、他人への思いやりや優しさをはぐくみ規範意識の高揚を図る指導を行うことが重要である。

学校への携帯電話等の持ち込み、使用にかかるルール等について、児童生徒及び保護者に明確に示すこと。その際、学校の規則に違反した場合の指導方針や対応について十分周知すること。

携帯電話等の情報通信機器のメリットだけでなく、様々な犯罪に利用されていることについて、具体的な事例を示しながら生徒・保護者にその危険性を繰り返し周知すること。

掲示板等への誹謗中傷の書き込みはいじめであり、命にかかわる重大な問題行動であることを認識させること。

インターネットを利用する場合の知識と心構えを徹底して指導すること。

- ・ インターネットに接続すると必ず記録が残るので、掲示板等への書き込みはだれが書き込んだか特定できること。
- ・ 必要以上に個人情報などを発信しないこと。 1回でも発信した言葉や写真は取り戻すことができないこと。

「メール」のやりとりを「迷惑」と感じている児童生徒もいることなどをあらゆる機会を通じて、児童生徒に指導すること。

児童生徒、保護者等から相談があったときには、関係機関と連携を図り、迅速に対応すること。

## イ 専門家や地域人材の活用

インターネットに関しては、技術・操作的なことや法律にかかわることなど、高度で最先端の技術や知識を必要とする場合も多いことから、積極的に警察職員や携帯業者など、専門家を招へいし、その正しい使い方についての教室を開催することも効果的である。

## ウ 教員研修の充実

インターネットには光と影の部分があり、影の部分をなくしていくためには、教職員全体の共通理解のもとに指導していく必要がある。

そのためには、教職員自身が、インターネットの仕組みや掲示板、プロフ等についての基礎知識を学び、インターネット上で起こっているトラブルや発生している被害を知ることが必要である。

## エ 相談しやすい環境づくり

誹謗中傷の書き込みなどのインターネット上のトラブルを知るきっかけは、児童生徒からの訴えや情報提供であることから、問題の早期発見・未然防止には、児童生徒が学校に相談しやすい環境を整備することが重要である。

そのためには、教職員がカウンセリングマインドを持って子どもたちに接するとともに、教育相談体制が児童生徒にとって相談しやすい体制となっているかを再点検したり、定期的にアンケートを実施したりして、困ったときは相談しようとする気持ちにさせることが大切である。

## オ 家庭への指導監督の働きかけ

平成 20 年 5 月に、高校生を対象に実施したアンケート調査では、携帯電話の利用に関して、「メールやインターネット閲覧を制限する」などのルールを保護者と決めている生徒は約 1 割しかおらず、また携帯電話のフィルタリングサービスを利用している生徒も 1 割に満たない状況である。

したがって、家庭においても、インターネットを利用する際のルールや、モラル、マナーについて十分に話し合い、保護者の対応が放任・無関心にならないよう、学校は必要な情報を提供し、家庭での指導監督を強く呼びかけることが必要である。

### 呼びかけの四つのポイント

- 1 保護者がネットの知識を学ぶこと。  
(インターネット上の空間に子どもを放任することは非常に危険)
- 2 家族でインターネット接続のルールや携帯電話利用のルールを作ること。
- 3 パソコンや携帯電話の使い方を普段から観察すること。  
(子どもたちの行動の変化やシグナルを見逃さない。)
- 4 フィルタリングを有効に活用し、違法・有害サイトへ接続させないこと。  
(悪質なサイトを見せないことで、被害の未然防止)

#### (4) 対応事例

##### 事例 1

###### 【概要】

携帯電話の掲示板（学校裏サイト）に、被害生徒の実名と誹謗中傷が書き込まれていることを友人から聞き、本人がそのサイトを見た。本人は、書き込みをしている生徒に心当たりがなく、また悪質な書き込みの内容から、精神的に大きなダメージを受け、登校することができなくなり、欠席するようになった。

###### 【対応の経過】

###### 事実確認と具体的対応

- ・ 担任が被害生徒からの訴えをもとに、掲示板を開き、記載内容の確認を行った。
- ・ 生徒課が中心となり、該当ページを印刷しサイトのURLを記録するとともに、被害生徒の心情に配慮しながら、本人から心当たりなどについて聞いた。
- ・ 関係生徒から、掲示板のこれまでの書き込み内容や、周りの生徒がどの程度このことを知っているかなどについて聞き取りを行った。
- ・ 誹謗中傷等の悪質な書き込みを行った人物は特定できなかった。

###### 管理職への報告・相談

- ・ 把握できた事実を管理職に報告したところ、次のことについて指示があった。
- ・ 被害生徒への対応及び全校生徒への指導について協議すること。
- ・ 児童生徒をまもり育てるサポート制度を活用し、警察に相談すること。
- ・ 被害生徒宅を家庭訪問し、保護者に対して事実関係などの状況を説明するとともに、心のケアを含めた今後の対応策について話し合っておくこと。

###### 被害生徒への対応

- ・ 保護者との連携を密にし、状況と本人や保護者の揺れ動く気持ちを常に把握するように努め、できるだけ不安を和らげるよう配慮した。
- ・ 無理に登校させず、担任や養護教諭が家庭訪問を行い、不安な気持ちを聴くとともに、被害生徒にはまったく非がないこと及び学校は本人を守り通すことを伝えた。

###### 掲示板の管理者への削除依頼

- ・ 警察からの指導もあり、掲示板の管理者に対して、学校名による削除依頼を行ったところ、数日後には削除されていた。

###### 一般の生徒への指導

- ・ ホームルーム活動、学年集会等を活用し、次のことを指導した。
- ・ インターネットを使用する際にはルールがあること。
- ・ 特定の個人をネット上で誹謗中傷することは、法律に触れ犯罪となること。
- ・ ネット上の書き込みは、必ず記録が残り、書き込みをした人物を特定できること。
- ・ ネットの問題だけでなく、悩みや困ったことがあれば、気軽に教員に相談すること。

## 事例2

### 【概要】

同じクラスの女子生徒で構成された二つのグループがあり、それぞれのグループ内でブログを作成し、仲間内で書き込み等を行っていた。二つのグループは、相手のグループが作成しているブログのパスワードを試行錯誤して解読し、お互いに書き込みの内容等を盗み見していた。ある生徒が、自分のグループのブログに、相手グループの1人の悪口を書き込んだことから、お互いのブログへの誹謗中傷の書き込みが始まった。その後、内容がエスカレートしたため、不安になった生徒が担任に相談して事案が発覚した。また、一つのグループは、関係のない同級生の写真を無断で撮りブログ内に掲載していた。

### 【対応の経過】

#### 事実確認と具体的対応

- ・ 発覚後、生徒課が中心となり、二つのグループ及びクラスの生徒から、両グループの対立の状況やその背景を聴取した。
- ・ ブログの該当ページを印刷した後、それぞれのブログを管理している生徒に対し、生徒課長立会いのもと、双方のブログを消去させた。

#### 管理職への報告・相談

- ・ 把握できた事実を管理職に報告した。
- ・ 関係者による会を開き、被害生徒への対応及び全校生徒への指導について協議した。
- ・ 職員会議を開き、内容の報告及び指導の方法、学校全体での取組を確認した。

#### 被害生徒への対応

- ・ 登校できなくなりつつあった生徒や、おとなしい生徒に対しては、教育相談課及びスクールライフアドバイザーと連携し、心のケアを行った。
- ・ 無断で写真を掲載された生徒及び保護者に対しては、無断掲載した生徒が謝罪するとともに、すでに消去したことや二度と起こらないようにするための学校の対応策等を説明し、理解を得た。

#### 加害生徒への指導

- ・ 両グループともに反省や問題を解決しようとする姿が見られたので、関係教員立会いのもと、話合いのルール（相手の言い分を聴く。感情的にならない。個人攻撃をしない。）を確認し、話合いを行った。その結果、悪いところは反省し改め、お互いに謝罪しようということとなり、両者のわだかまりは少しずつ解消されていった。

#### 一般の生徒への指導

- ・ 全クラスで、ホームルーム活動を実施し、携帯電話やインターネットの情報モラルについて話し合うとともに、教科でも情報モラル教育を行った。
- ・ インターネットの専門家を招き、全校生徒を対象とした講演を実施した。

### 事例3

#### 【概要】

女子生徒の携帯電話に複数の見知らぬ男から電話がかかってくるようになり、友達に相談したところ、学校裏サイトに自分のことが書かれていると教えられた。サイトを確認したところ、被害生徒のあらぬ異性関係と携帯電話の番号が書かれていた。その後、電話の内容に脅迫めいたものも含まれるようになり、だれかにつけられている気がしてきて、学校を欠席するようになった。母親が本人から理由を聞き出し、担任に相談したことで事案が発覚した。

#### 【対応の経過】

##### 事実確認と具体的対応

- ・ 生徒指導主事は、問題となっている掲示板の書き込みを確認後、その内容、書き込まれた時間と掲示板のURLを印刷し、記録として残した。
- ・ サイトの利用規約や削除のガイドラインを参考に、記載内容が削除の対象とされているかどうかを確認した。

##### 管理職への報告・相談

- 把握できた事実を管理職に報告し、対応を協議した。
- ・ 被害生徒及び保護者の要望を尊重し、削除依頼を行う。
- ・ 削除依頼を行った後、生徒指導委員会を開き、その後の対応を協議する。

##### 管理者及びプロバイダーへの削除依頼

- ・ 学校がガイドラインに従って管理者に削除依頼をしたが、削除されなかった。
- ・ そこで、プロバイダーに削除を依頼したところ、削除することができた。

##### 被害生徒への対応

- ・ 被害生徒の精神面の安定を図るため、担任等が家庭訪問を行うほか、相談機関によるカウンセリングを勧めた。
- ・ 保護者に書き込みの内容や削除の経過等について詳細に説明した後、携帯電話の解約を依頼し、生徒の様子が変わったことがあれば、すぐに連絡を取り合うことを確認した。
- ・ 書き込みが削除されたことから、本人の気持ちも落ち着きを見せ始めた。保護者からは、警察に被害届は出さず、今後の状況を見守っていきたいとの連絡があった。

##### 加害生徒への指導

- 友人への個別面談やアンケート調査を行い、可能な限り情報を集め、加害者の特定に努めたが、特定することはできなかった。

##### 一般の生徒への指導

- 再発防止のため、全生徒に対しての情報モラル教育や保護者啓発を行った。(書き込みをされた人の精神的なショックやつらさを生徒に理解させるとともに、書き込みの内容によっては犯罪行為になることについて指導した。)

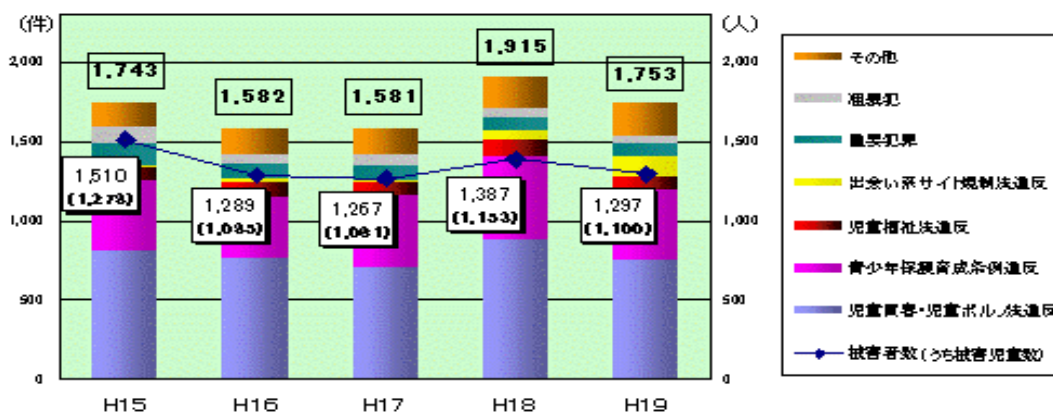
#### 4 出会い系サイトについて

##### (1) 出会い系サイトの危険性

出会い系サイトは、当初、パソコンからアクセスするタイプのものがほとんどであったが、平成 11 年から、携帯電話によるインターネットアクセスサービスが開始され、携帯電話からの web サイト閲覧が可能になると、その手軽さや女性利用者は無料で利用できることなどもあり、利用者が急激に増加した。

しかし、身元や素性を偽って登録することができるため、それを狙って援助交際、詐欺、恐喝、暴行殺人など様々な犯罪の温床になっている。

##### ア 出会い系サイトに関係した事件の検挙件数（平成 20 年 2 月警察庁発表）



平成 19 年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件として警察庁に報告のあった件数は 1,753 件であり、前年（1,915 件）と比べて 162 件（8.5%）減少したが、出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童（18 歳未満の者）は 1,100 人であり、依然として高い水準で推移している。

##### イ 性別・年齢別の被害者数の推移（平成 20 年 2 月警察庁発表）

	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
被害者総数(人)	1,510	1,289	1,267	1,387	1,297
うち女性	1,395	1,194	1,163	1,307	1,223
うち児童 (割合)	1,278 (84.6%)	1,085 (84.2%)	1,061 (83.8%)	1,153 (83.1%)	1,100 (84.8%)
うち女子児童 (割合)	1,262 (83.5%)	1,076 (81.6%)	1,052 (83.0%)	1,149 (82.8%)	1,097 (84.6%)

平成 19 年の被害者 1,297 人のうち、18 歳未満の児童が 1,100 人（84.8%）、また女子児童が 1,097 人（84.6%）を占めており、出会い系サイトを利用した結果として、18 歳未満の少女が犯罪に巻き込まれるケースが非常に多くなっている。

##### ウ 平成 19 年被害者のうちの小学生・中学生・高校生の数（平成 20 年 2 月警察庁発表）

	小学生	中学生	高校生	計
女子	2	311	534	847
男子	0	0	1	1
計(人)	2	311	535	848

「高校生」には、児童ではない者（18 歳）を含む。

平成 19 年の被害者（1,297 人）のうちの 65.2% が女子中高生であった。

## (2) 県内で発生した出会い系サイトに関連する主な事件例

傷害（平成 17 年 5 月）

中学生 2 名を含む 5 名の少年グループは、顔見知りの男子高校生や面識のない男子高校生を携帯電話のメールや出会い系サイトを利用して公園に呼び出し、裸にして火のついた花火を腕に押し付けたり、殴る蹴るなどの暴行を加えたりして、傷害を負わせた。

児童買春、児童ポルノ製造（平成 18 年 3 月）

被疑者は、出会い系サイトで知り合った女子中学生と対償を供与して児童買春するとともに、携帯電話で撮影した。

児童ポルノ製造（平成 18 年 10 月）

被疑者は、10 代専用サイトにおいて女子中学生が写真付きでメル友募集していたものを合成し、写真に裸体をはり付けた。さらに、その合成写真をもとに卑猥な写真を送信させた。

児童買春（平成 19 年 5 月）

被疑者は、出会い系サイトで知り合った女子高校生と対償を供与して児童買春した。

恐喝未遂（平成 19 年 11 月）

高校生を含む少年 6 人は、少女が出会い系サイトで知り合った男性会社員を待ち合わせと称して呼び出し、脅迫し、現金を脅し取ろうとした。

## (3) 出会い系サイト規制法

「出会い系サイト」を利用した児童買春などの犯罪被害から児童を守ることを目的として、平成 15 年 9 月に施行された。正式名称は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」という。

規制法のポイント

- ・ 出会い系サイト規制法における「児童」とは、18 才未満の少年少女のこと。
- ・ 児童が「出会い系サイト」を利用することを禁止した。
- ・ 出会い系サイトの掲示板に書き込みをして、性交の相手やお金を目的の交際を求めると(不正誘引)を禁止した。
- ・ 規制法に違反した場合、大人だけでなく児童も処罰の対象とした。

## (4) 出会い系サイトの犯罪被害対策

安易な出会いを求めるのではなく、日ごろの生活の中で豊かな人間関係を築いていくことの大切さを理解させるとともに、「性教育指導マニュアル」(県教育委員会保健スポーツ課作成)等を活用し、性に関する教育を充実させることが重要である。

また、児童生徒及び保護者に、出会い系サイトに関する犯罪被害の現状や危険性を具体的に説明して、出会い系サイトを利用しないことを徹底することも重要である。

出会い系サイトに関係した犯罪被害から自分を守る三つの NO !



## 5 用語の説明

### 【学校裏サイト】

学校の公式ホームページなどのサイトではなく、児童生徒や卒業生が情報交換をするために管理しているインターネット上の掲示板やブログ、プロフィールなどのこと。この中には、学校行事や定期テストの情報交換など、中高生らしいやりとりが行われているものだけでなく、実名をあげて誹謗中傷したり、脅迫したりする内容が記載されているものもある。ハンドルネーム（ネット上の仮名）を使って書き込みをしたり、サイトの閲覧のためのパスワードを必要としたりするものが多く、第三者の監視が困難である。

### 【プロフィール】

プロフィール（人物紹介）を略した言葉で、主に携帯電話から利用できる、インターネット上の簡単な自己紹介ページである。会員登録し、「性別」「誕生日」「趣味」といった一連の質問に答えるだけで、個人のページを手軽に作成して公開できるので、女子高生の間で流行している。

### 【チャット】

ネット上でリアルタイムに文字だけの会話（おしゃべり）を行うシステムのこと。チャットができるページは、一定時間で自動更新される機能がついているものが多く、同じ時間に離れた場所の人と文字ベースで会話をすることができる。

### 【SNS】

SNSはソーシャルネットワーキングサービスの略称であり、特定の趣味や目的を持った人が集まる場をネットワーク上に提供するサービスのことである。会員制にしているサービスが多く、近年急激にユーザーが増加している。

### 【ブログ】

個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的なWebサイトの総称。簡単な記述形式が準備されていて、容易に記事の更新ができるようになっており、また携帯電話からメールを送信すると情報を掲載できるブログもあり、利用者が急増している。主な機能として、閲覧者が感想を書き込むコメント機能や、情報参照者が自分のブログと閲覧ブログとのリンクを自動設定できるトラックバック機能がある。

### 【チェーンメール】

不幸の手紙のように連鎖的に転送されて、大量に流通する電子メールのことを指す。受信者を不安にさせるもの、人の善意を利用してデマを流すことを目的にしたものなどがある。最近ではいじめに電子メールが利用され、そのメールがチェーンメール化する事件も起きている。チェーンメールを受け取っても、転送しないように指導することが大切である。

### 【フィルタリング】

キーワードなどによって閲覧させることが不適切な情報かどうかを判定し、不適切と判定した情報を遮断するソフトウェア。使用者や学年によって、遮断する情報を変更したり、利用時間を制限したりできる機能がある。また、フィルタリングの方法には、ホワイトリスト方式とブラックリスト方式がある。

### 【なりすまし(メール)】

ネット上で他人になりすまして、メールを送信したり、ネット掲示板などに書き込みを行ったりすること。また、他人のIDやパスワードを盗み不法行為を行うケースもある。

### 【出会い系サイト】

友達や恋人の募集を目的とし、出会いの場を提供しているWebサイトのこと。見知らぬ人同士の交流の中で、未成年者がトラブルに巻き込まれることが多い。平成19年中に、被害にあった者のほとんどは女性であり、そのうち約9割が18歳未満の児童である。法律により、18歳未満の利用は禁止されており、児童自らが誘いを書き込んだ場合も処罰される。

## 6 参考資料

### (1) 県内高校生の携帯電話に関する調査結果概要（平成20年5月調査）

調査対象

県内18高校3,668人（県立高校全生徒31,769人の11.5%）

学年	学校(校)	男(人)	女(人)	計(人)
高校1年生	18	681	588	1,269
高校2年生	18	650	561	1,211
高校3年生	18	655	533	1,188
計	-	1,986	1,682	3,668

#### ア 携帯電話について

##### (ア) あなたは、携帯電話を持っていますか。 ( % )

項目	学年等				男	女
	全体	1年	2年	3年		
持っている	92.8	90.7	93.3	94.5	90.9	95.0
持っていない	7.2	9.3	6.7	5.5	9.1	5.0

所持率は、高校1年の段階で90%を超えている。

【以下は、携帯電話所有者3,403人に対する割合を示す。】

##### (イ) 初めて携帯電話を購入した時期はいつですか。 ( % )

項目	学年等				備考
	全体	1年	2年	3年	
小学校のとき	7.7	8.6	7.4	6.9	中学卒業 までに 57.1
中学1年	12.6	15.0	11.8	9.8	
中学2年	13.8	12.8	12.9	15.5	
中学3年	23.0	25.2	22.5	20.4	
卒業から高校入学の間	32.1	32.5	33.7	33.1	32.1
高校1年	9.7	6.0	11.0	11.6	10.8
高校2年	1.1	-	0.7	2.5	
高校3年	0.1	-	-	0.2	

携帯電話所有者のうち、約9割が高校入学までに携帯電話を購入している。

小学校のときに購入する理由には、「不審者対策」「塾への送り迎え等に必要」というものがあった。

##### (ウ) あなたは、携帯電話を学校へ持ってくることがありますか。 ( % )

項目	学年等				男	女
	全体	1年	2年	3年		
毎日持ってくる	47.4	35.6	49.5	50.9	46.7	42.2
時々持ってくる	13.5	13.3	13.4	14.0	13.5	14.3
あまり持ってこない	10.2	11.5	9.5	11.2	10.8	10.8
持ってこない	28.9	39.6	27.6	24.0	29.0	32.7

毎日持ってくる生徒が約半数いるが、「持ってこない」「あまり持ってこない」生徒も約4割いる。

## (I) 1か月の電話代は、およそいくらですか。 ( % )

項目	学年等					
	全体	1年	2年	3年	男	女
～0.5万円未満	21.5	29.3	18.9	16.6	21.4	21.6
0.5～1万円未満	61.8	57.3	63.8	65.8	62.8	60.8
1～1.5万円未満	12.6	9.7	13.4	13.4	12.5	12.8
1.5～2万円未満	2.6	2.1	2.8	2.7	2.0	3.3
2～3万円未満	0.9	0.9	0.7	0.9	0.7	1.1
3.0万円以上	0.6	0.8	0.4	0.7	0.7	0.5

電話代は、ほとんどの者が1.5万円以内となっており、携帯電話を通話ではなく、インターネットへの接続機器として利用しているものと思われる。

インターネットへ接続し、情報を得るための料金をパケット料というが、携帯業者各社は、定額（使い放題）のサービス等を行っているため、通話に使用しなければ電話代は一定の金額に収まる。

## (オ) 家族の人と決めているルールはありますか。(複数回答可) ( % )

項目	学年等			
	全体	1年	2年	3年
利用時間の設定	3.1	4.4	2.8	2.0
利用金額の設定	33.8	35.6	34.8	32.5
メールの禁止又は制限	0.7	0.9	1.0	0.3
掲示板などへの書き込みの禁止	2.4	4.5	1.7	1.0
インターネット閲覧の禁止又は制限	7.8	13.5	6.0	4.0
その他	17.0	14.8	15.8	20.2

家族と決めているルールは、「利用金額の設定」が33.8%と最も高くなっているが、それ以外のことについてはあまり話し合われていないようである。

その他の例として、「学校には持っていかない」「学校では使用しない」「食事中は使用しない」などがある。

## (カ) 自分一人で、又は友人同士でブログ、HP等を開設していますか。( % )

項目	学年等					
	全体	1年	2年	3年	男	女
開設している	33.5	28.7	39.9	35.6	17.5	51.5
開設していない	66.5	71.3	60.1	64.4	82.5	48.5

女子の開設率が高くなっており、女子の開設率は50%を超えている。

ブログ等は、個人専用のものを無料で簡単に作成できることから、女子生徒の間では全国的に流行している。

## (キ) 携帯電話のフィルタリングサービスについて知っていますか。( % )

項目	学年等					
	全体	1年	2年	3年	男	女
知っている	44.0	47.8	48.1	40.3	45.1	42.8
知らない	56.0	52.2	51.9	59.7	54.9	57.2

どの学年においても、フィルタリングサービスの内容を知っていると答えた生徒は、半数に満たない。

(ク) フィルタリングサービスを利用していますか。 ( % )

項目	学年等					
	全体	1年	2年	3年	男	女
利用している	9.5	14.3	10.3	4.8	8.6	10.6
利用していない	90.5	85.7	89.7	95.2	91.4	89.4

フィルタリングサービスを利用している高校生は1割に達していないが、低学年のほうが利用率は高い。

携帯電話各社は、未成年者が新規契約を行う場合、フィルタリングサービスの利用を原則とした形で意思確認を行い、普及促進に努めている。なお、現在、フィルタリングサービスについては、保護者から不要の申込みがない限り、原則フィルタリングサービスに加入することとなっている。

イ 学校に関する公式ページ以外の掲示板（いわゆる学校裏サイト）等について

(ア) あなたの学校に関する学校裏サイトなどを知っていますか。 ( % )

項目	学年等					
	全体(全国)	1年	2年	3年	男	女
知っている	22.1(33.0)	14.5	24.0	30.2	17.6	27.5
知らない	77.9(65.9)	85.5	76.0	69.8	82.4	72.5

本県の高校生の約22%が自校の学校裏サイトがあることを知っていると回答しているが、全国(33%)と比較すると、10ポイント程度低くなっている。

認知している生徒の割合は学年が上がるにつれ高くなっており、男女別では、女子のほうが高くなっている。

(イ) あなたの学校に関する学校裏サイトなどを見たことがありますか。 ( % )

項目	学年等					
	全体(全国)	1年	2年	3年	男	女
見たことがある	14.6(23.3)	4.3	17.4	23.8	11.6	18.1
見たことはない	85.4(72.5)	95.7	82.6	76.2	88.4	81.9

自校の学校裏サイトを見たことがある生徒は、約15%である。

全国との比較、学年別、男女別の傾向は、認知の状況と同じである。

(ロ) あなたの学校に関する学校裏サイトなどに書き込んだことはありますか。

( % )

項目	学年等					
	全体(全国)	1年	2年	3年	男	女
あ る	2.1( 3.2)	0.3	3.3	3.2	2.1	2.3
	77人	3人	38人	36人	41人	36人
な い	97.9(95.4)	99.7	96.7	96.8	97.9	97.7

学校裏サイトに書き込みを行った生徒は全体の約2%(1校当たり4.3人)である。

男女の違いはほとんど見られない。

- (I) あなたの学校に関する学校裏サイトなどを読んで落ち込んだことのある人は、だれかに相談しましたか。(複数回答可) ( % )

項目 \ 学年等	全体(全国)	1年	2年	3年	男	女
友達に相談した	41.0(15.7)	66.7	37.1	43.2	22.2	50.0
保護者に相談した	8.4(10.7)	0.0	5.7	11.4	11.1	7.1
兄弟・姉妹に相談した	4.8(10.7)	0.0	5.7	4.5	3.7	5.4
先生に相談した	4.8(10.7)	0.0	5.7	4.5	11.1	1.8
警察等に相談した	4.8( 3.6)	0.0	2.9	6.8	11.1	1.8
だれにも相談しなかった	36.1(42.9)	33.3	42.9	29.5	40.7	33.9

自校の学校裏サイトを読んで落ち込んだことがあると回答した生徒は2%(73人)であった。そのうち、友達に相談した者は約4割いるのに対して、保護者や先生など、大人に相談した者は1割程度である。

だれにも相談しなかった生徒も36%程度いる。

ウ 携帯電話等による被害について

- (ア) これまでに、携帯電話の掲示板やメールなどで、被害にあったことはありますか。

( % )

項目 \ 学年等	全体	1年	2年	3年	男	女
あ る	11.6	11.5	12.8	11.9	8.8	15.0
平成 17 年調査	5.7	8.1	5.3	3.9	4.9	6.5

平成 17 年調査は、県立高校全日制課程の生徒全員(34,258人)のうち、17年4月から8月末の5か月間に被害にあった生徒の割合を示したものである。

被害にあった生徒は、学年による差はないが、男子より女子のほうが高くなっている。

- (イ) どのような被害にあいましたか。(複数回答可) ( % )

項目 \ 学年等	全体(17年)	1年	2年	3年	男	女
脅迫	11.6( 6.2)	9.6	8.3	18.5	15.9	8.6
詐欺	14.9(19.8)	11.1	13.1	20.2	21.2	10.6
チェーンメール	67.0(51.3)	76.3	69.7	53.2	71.2	64.1
中傷などの不愉快なメール	14.2(10.5)	15.6	13.1	15.3	16.5	12.7
掲示板等への不適切な書き込み	19.8( 4.7)	17.0	22.1	21.8	11.8	25.3
その他	7.2( 7.5)	5.9	7.6	9.7	6.5	7.8

( )は、平成 17 年調査における数値である。

一度に複数の者へ送信するチェーンメールの被害が最も高くなっている。

平成 17 年調査と比較すると、掲示板等への不適切な書き込みによる被害が、4倍以上になっている。

## (2) 相談窓口一覧

### ア 総合相談窓口(サイバー犯罪による被害やインターネットでのトラブル、中傷等の書き込みなどの相談)

愛媛県警察サイバー犯罪対策室

<http://www.police.pref.ehime.jp/hightech/index.html>

警察庁インターネット安全・安心相談

<http://www.cybersafety.go.jp/>

インターネットホットライン連絡協議会

<http://www.iajapan.org/hotline/>

### イ 迷惑メール等の相談窓口(チェーンメールや迷惑メールなどの対処に関する相談)

迷惑メール相談センター((財)日本データ通信協会)

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/top.htm>

撃退 チェーンメール(上記の迷惑メール相談センター内サイト)

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/topchain.html>

インターネット人権相談受付窓口(法務省)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

### ウ 違法・有害情報に関する相談窓口(出会い系サイトなど違法・有害なサイトなどに関する相談)

インターネットホットラインセンター

<http://www.internethotline.jp/>

### エ 不正請求などに関する相談窓口(ネットオークション、料金請求などの相談)

独立行政法人 国民生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/>

全国の消費生活センター一覧

<http://www.kokusen.go.jp/map/>

### オ コンピュータ・ウイルスに関する相談窓口

独立行政法人 情報処理推進機構

<http://www.ipa.go.jp/security/>

### カ インターネットの運用情報の相談窓口

@police

<http://www.cyberpolice.go.jp/>

電気通信サービスに関する相談窓口(総務省 電気通信消費者相談センター)

[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/top/madoguchi/tushin\\_madoguchi.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/madoguchi/tushin_madoguchi.html)

### (3) 啓発ちらし

## こわ~い! インターネットの闇社会! 子どもたちの姿が見えていますか?



愛媛県教育委員会

インターネットの普及や携帯電話の発達、私たちの生活や文化に革命的な進展をもたらしています。学校教育や子どもたちの生活の中でも情報機器が活用されるようになりました。一方で、インターネット上では有害情報が氾濫し、殺人、自殺、誹謗（ひぼう）中傷など、有害サイトが原因となる事件や事故が多数起きています。本県においても詐欺、脅迫、誹謗中傷、性犯罪などの被害にあった児童生徒がおり、情報化が進展する中で、未来を担う子どもたちが被害に巻き込まれず、また加害者となることがないように安心して正しくインターネット等を活用できる環境を作り出すことが喫緊の課題となっています。

このちらしを活用し、インターネットや携帯電話の利用の仕方について家庭でしっかりと話し合ってみてください。

### 「チャット」、「ブログ」、「プロフ」って何?

文部科学省のいじめ実態調査で、パソコンや携帯での誹謗（ひぼう）中傷によるいじめの件数を調べたところ、小学校で466件、中学校2,691件、高等学校1,699件、特別支援学校で27件の計4,883件が確認されました。

そのいじめの多くは、「ブログ」や「プロフ」など、インターネット上の様々なコミュニケーションツールを利用したものです。

(コミュニケーションツールに関する用語)

チャット	インターネットや携帯電話で、不特定多数の人と文字を使っているいろいろな会話ができる仕組み。
ブログ	ウェブログの略。日記を書くような感覚で簡単に記事を更新できるサイト。読んだ人がコメントを書き込んだり、自分のサイトにリンクをはったりすることができる機能がついている。
プロフ	プロフィールの略。最近はいくつかの質問に答える形で自分の好きなものや趣味を紹介する自己紹介サイトを指すことが多い。
掲示板	情報・意見交換、コミュニケーションなどを目的に手軽に書き込みができるウェブサイトの機能。
SNS	ソーシャル・インターネットワーキング・サービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした登録制のウェブサイト。
学校裏サイト	特定の学校の関係者を対象にした、私的に運営されている掲示板形式のサイト。

### 学校裏サイトの実態は?

文部科学省が民間会社に委託し行った「学校裏サイト」の実態調査で、38,260件の学校非公式サイトがあることや、そのうちの87.6%が「2ちゃんねる」などの掲示板で特定の話題を扱った「スレッド(投稿群)」として立ち上げられていることが確認されました。

「2ちゃんねる」には、県立高等学校35校のスレッドが、他の掲示板サイトには、県立高等学校延べ14校、市町立中学校延べ99校のスレッドが確認されています。(愛媛県教育委員会調べ、平成20年5月17日現在)

愛媛県警サイバー対策室では、違法また有害情報がないかを常に監視しています。

#6 匿名希望  
ここは すれですか?  
12-18 23:59

#6 殺し屋  
おまえらみんな殺してやる  
12-17 21:14

#4 名無し  
3組 番、まじうぜー!キモイ!  
12-03 19:31

【 中学校裏サイト】

## フィルタリングサービス（アクセス制限サービス）って何？

フィルタリングサービスとは、危険な有害サイトをサーバでシャットアウトするサービスで、「ホワイトリスト方式」と「ブラックリスト方式」の2種類があります。

ホワイトリスト方式	健全なサイトをリスト化し、それ以外は見られないようにする方式。有害サイトを遮断できる率は高いが、リストにない有害ではないサイトも閲覧できない。
ブラックリスト方式	有害なサイトをリスト化し、それらのサイトを見せないようにする方式。ホワイトリスト方式に比べ、より多くのサイトが閲覧可能だが、有害サイトを遮断しきれない場合もある。



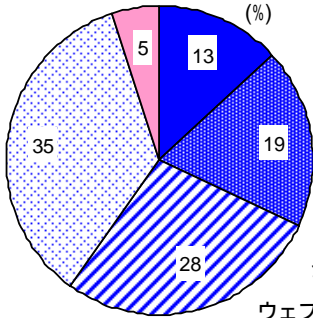
フィルタリングはインターネットを安全に使うための常識になっています。本年2月からは、児童生徒（未成年者）が携帯電話を利用する場合、保護者からの不要の申込みがなければ、「フィルタリングサービス（アクセス制限サービス）」が適用されていますが、それまでに契約したものについては適用されていません。子どもたちを守るためには、子どもたちが使用する携帯電話にフィルタリングの設定をしていく必要があります。

## トラブルから子どもを守るために話し合っておくことって何？

携帯電話を持つ中高生の約6割が1日30分以上携帯電話を使用したり、中高生の4割以上が1日のうちメールに30分以上費やしたりしており、子どもたちの多くが携帯電話に依存している傾向が見られます。携帯電話を持たせる場合には、携帯電話の使用時間、使用範囲、利用の制限等について約束し、必要な場合には保護者が管理・指導することが大切です。軽い気持ちでやっていることが法令にふれ、加害者、被害者になることを子どもに自覚させましょう。

【1日当たりどれくらい携帯電話等を使っていますか】

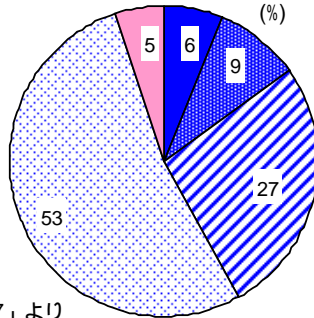
- 2時間以上
- 1～2時間未満
- 30分～1時間未満
- 5分～30分未満
- ほとんどしない



全国中高生 852 人中  
ウェブ調査「モバイル社会白書 2007」より

【1日当たりどれくらい携帯電話等でメールをしていますか】

- 2時間以上
- 1～2時間未満
- 30分～1時間未満
- 5分～30分未満
- ほとんどしない



全国中高生 852 人中

子どもの気持ちを認めながら、発達段階や年齢に応じたルールを親子で話し合っ決めてみましょう。

### 親子で決める携帯電話のルール（例）

- 知らない人からの着信やメールは無視し、返信しない。
- ブログや掲示板に書き込むときは、言葉遣いに気を付ける。また、悪口やうそなど無責任な書き込みはしない。
- 自分や友達の名前、住所、電話番号などの個人情報を書き込まない。
- インターネットで知り合った人と実際に会わない。
- 携帯電話を使うのは、1日 分までで、夜9時以降は携帯電話を使わない。
- 食事中や人と話しているときにメールを打ったり、インターネットをしたりしない。
- 携帯電話を自分の部屋に持ち込まない。
- 困ったときはすぐに相談する。

## お父さん！お母さん！お子さんのケータイ・ネットの利用は大丈夫？

設 問	チェック欄
1 普段から、お子さんと十分対話し、かかわっていますか。	
2 お子さんのしていることや子どもの間に流行していることを知っていますか。	
3 知っていますか。(お子さんが利用できる携帯電話・ネットの中身)	
(1) どのようなサイトを利用しているか知っていますか。	
(2) メールや掲示板でだれと、どのような交流をしているか知っていますか。	
(3) お子さんが利用している様々な情報やサービスの内容を知っていますか。	
(4) 請求金額やその内訳(パケット通信料等)を知っていますか。	
4 教えましたか。(携帯電話・ネットの危険性、有害情報・違法情報)	
(1) ネットいじめについて話し合ったことがありますか。	
(2) 自殺サイトについて話し合ったことがありますか。	
(3) ネットによる性に関する有害情報について話し合ったことがありますか。	
(4) 薬物に関する有害情報について話し合ったことがありますか。	
(5) 違法コピー(著作権侵害)について話し合ったことがありますか。	
(6) フィッシング詐欺について話し合ったことがありますか。	
(7) 意識せず犯罪加害者になる可能性があることを話し合ったことがありますか。	
5 約束しましたか。(携帯電話ではではないこと)	
(1) 使用時間は決まっていますか。	
(2) 使用範囲(保護者が監督する部分とお子さんに任せる部分)は決まっていますか。	
(3) 利用制限(アクセスしているサイトとそうでないサイト)は決めていますか。	
(4) 安全対策(フィルタリングソフト・セキュリティー対策)はできていますか。	
(5) お子さんに約束を守らせる工夫と守れないときの厳正な指導ができていますか。	
6 親子で学びましたか。(「情報モラル」について)	
(1) ネットではではないことが理解でき、ルールが守れていますか。	
(2) 相手の気持ちを考え、自分の言葉に責任を持つことができますか。	
7 お子さんがネットいじめで悩んでないか、聞いてみましたか。	
8 学校と連携して実践していますか。	
(1) 携帯電話・ネットの間違った利用をチェックすることができますか。	
(2) 学校でお子さんがどのような指導を受けているか知っていますか。	
(3) 保護者間、地域内での情報交換ができていますか。	
9 学校や関係機関と相談していますか。	
(1) 携帯電話・ネットによるいじめにあつたときに相談するところを知っていますか。	

お父さんやお母さんが、お子さんの携帯電話の使用についてきちんと把握することが携帯トラブル回避の第一歩です。

チェックリストの結果をもとに、お子さんと話し合ってみてください。

- (例) ・ インターネットの利用制限について  
 ・ ブログ、掲示板、裏サイト等への書き込みについて  
 ・ 携帯電話の利用時間・場所等について  
 ・ メル友の範囲について  
 ・ 個人情報の取扱いについて など



犯罪被害につながるアクセスです。

## 18歳未満の児童の利用は 禁止されています。

児童買春・児童・強制わいせつ・強盗・恐喝・詐欺・傷害など、「出会い系サイト」に関連した事件で、多くの中・高校生が被害者になっています。

「出会い系サイト」に関連した犯罪被害から自分を守る。

### 3つのNO!

見ない!

書き込まない!

絶対に  
会わない!

→中・高校生を助けた児童に対し、「出会い系サイト規制法」が強化されます。

興味本位のアクセスは、



警察庁

## 「出会い系サイト」の利用による犯罪は、後を絶ちません。

### ■検挙された事件の例

名前を隠して相手を誘い出す「出会い系サイト」による犯罪は、後を絶ちません。監禁、恐喝、強盗、集団強姦、児童買春・児童ポルノ法違反などから、さらに誘拐や殺人など、生命に関わる事件も起きています。

**【事件ファイル①】**

**■身の代金目的誘拐**  
女子中学生が、男2人に誘拐されてホテルに監禁されたうえ、親に身の代金を要求された。

**【事件ファイル②】**

**■強姦致傷、児童買春・児童ポルノ法違反**  
女子中学生が、男に車内で乱暴されたうえ、その状況を撮影された。

**【事件ファイル③】**

**■強制わいせつ、麻薬及び向精神薬取締法違反**  
女子高校生が、男に向精神薬を飲まされ、意識がもうろうとしたところで、わいせつな行為をされた。

### ■「出会い系サイト」による犯罪被害者は、中・高校生の女子がほとんどです。

平成19年の「出会い系サイト」に関係した事件の被害者の多くは女性で、しかも中・高校生の児童です。“強いものを狙う”という「出会い系サイト」の犯罪の悪質さを示しています。



### ■被害児童の「出会い系サイト」へのアクセス手段は、96.5%が携帯電話です。

中・高校生も当たり前のように携帯電話を持つ時代。でも、インターネットのさまざまな便利さだけでなく、犯罪に巻き込まれる危険が潜んでいることをしっかり認識しましょう。

## 自分で守る、家族で防ぐ。「出会い系サイト」の犯罪被害対策



●3つの「しない」を  
しっかり守ろう。

**見ない!**

**書き込まない!**

**絶対に会わない!**

「出会い系サイト」にはアクセスしないこと。また、携帯電話やパソコンに届いた「出会い系サイト」の勧誘メールは、絶対に見ないこと。

一度“書き込み”をすると、相手はさまざまな形で誘惑してきます。

「出会い系サイト」を利用して会うことは絶対にいけません。それが相手の狙いです。



●携帯電話には「フィルタリングサービス」を設定してください。

「出会い系サイト」の利用を未然に防ぐために、携帯電話各社では有害サイトへのアクセスを制御する「フィルタリングサービス」を、無料で提供しています。お子様に携帯電話を持たせる際には、その設定を必ず確認してください。\*詳しくは、携帯電話各社にお問い合わせください。



●携帯電話の使用状況を話しあえる環境を作りましょう。

お子様がどのように携帯電話を使っているのか、家庭で気軽に話し合えるようにしましょう。また、利用料金などもチェックするように心掛けてください。

### 【出会い系サイト規制法】

●18歳未満の児童は、「出会い系サイト」を利用できません。

【出会い系サイト規制法】では、18歳未満の児童がこれを利用することを禁止しています。

●このような書き込みは犯罪です。

「出会い系サイト」に、児童にかかわる性交など、または好意を示した異性交際の書き込みをすることは、大人でも児童でも処罰の対象となります。

- ♥「わたしとHしたいおじさん、いませんか？」(14歳・中学生)
- ♥「¥3~でデートしてもいいよ」(16歳・高校生)

改正法では、児童にかかわる異性交際の書き込みも禁止されます。

(例)「中2の女の子です。彼氏、募集します」

罰則はありませんが、削除の対象となります。

●【出会い系サイト規制法】が、より厳しく改正されます。

平成20年6月6日に、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律【出会い系サイト規制法】が改正されました。その内容は、「出会い系サイト」事業者に関する規制の強化、児童による利用の防止措置の強化を目的としています。

\*詳しくは警察庁ホームページをご覧ください。

■警察庁ホームページ

[<http://www.npa.go.jp/cyber/deai/index.html>]

インターネット等のトラブルにかかる対応マニュアル

平成20年 8月14日

発行：児童生徒をまもり育てる連絡会

事務局：愛媛県教育委員会

TEL (089) 912 - 2940